

霧島市ふるさと創生総合戦略(第2期)の令和2年度検証一覧(想定される取組についての担当課による検証)

参考資料

総合戦略の該当箇所					関連事業			令和2年度の検証		
No.	基本目標	基本的な方向性	具体的な施策	想定される取組	関連事務事業等	担当部	担当課	現状	課題	今後の方針等
1	I	1 I・J・U“移住天国霧島”魅力増進計画	(1)おじゃんせ霧島PRプロジェクト	インターネットの活用やメディアセールスなど効率的な宣伝の展開	シティプロモーション推進事業	商工観光部	観光PR課	SNSを活用した情報発信強化に努めたほか、市の認知度向上による交流人口拡大や地域経済活性化を図るため、メディアキャラバンや取材対応を実施している。	限られた予算の中でより効果的かつ地域経済に資するプロモーションが行えるよう、検証していく必要がある。	引き続き、ホームページやSNS等を活用した情報発信を展開するとともに、メディアへのアプローチを行い、情報拡散を図る。
2	I	1 I・J・U“移住天国霧島”魅力増進計画	(1)おじゃんせ霧島PRプロジェクト	ふるさと会など市外在住者への情報発信による「人から人へ」のロコミ情報発信		総務部	秘書広報課	・コロナ禍によりふるさと会がすべて中止となり、ふるさと会の方へ直接、情報発信が行えなかった。 ・ふるさと会の役員の方に広報誌を送付することで、本市の情報発信を行った。	・コロナ禍では、ふるさと会の開催もなく、ふるさと会の方に直接、アピールができない。 ・ふるさと会に参加し、情報発信を行うことが「人から人へ」のロコミ情報発信に繋がっているか検証が難しい。	・広報誌の発送を通じて、ふるさと会への情報発信を引き続き行い、ふるさと会が開催される時は、状況に応じて参加し、本市の情報発信に努める。
3	I	1 I・J・U“移住天国霧島”魅力増進計画	(1)おじゃんせ霧島PRプロジェクト	官民一体となったシティプロモーションの展開	シティプロモーション推進事業	商工観光部	観光PR課	霧島市の魅力を再認識し愛着度を高めるための市民参加型の取組である「クリスマススター」事業を実施したほか、市の認知度向上による交流人口拡大や地域経済活性化を図るため、メディアキャラバンや取材対応を実施している。	限られた予算の中でより効果的かつ地域経済に資するプロモーションが行えるよう、検証していく必要がある。	引き続き、霧島市の魅力を再認識し愛着度を高めるための市民参加型の取組を展開するとともに、メディアへのアプローチを行い、情報拡散を図る。
4	I	1 I・J・U“移住天国霧島”魅力増進計画	(2)おじゃんせ霧島支援プロジェクト	移住希望者へのやさしい、きめ細やかな相談体制の確立	霧島ふるさと総務管理事務事業	企画部	地域政策課	平成18年7月にI・J・Uターン者の移住・交流を促進するため、ワンストップの相談窓口を設置し、令和2年度は、約500件の移住希望者の相談(電話・メール・来庁・オンラインイベント)に応じている。	移住希望者からは、「仕事」や「住宅」をはじめ、「子育て環境(支援)」などに関する相談が多いが、十分な相談対応ができていない。	移住者の住宅取得等に対し、支援制度(補助金)の継続や暮らしに関する情報の積極的な発信に努めるとともに、具体的な相談については、関係課との連携を密にし、情報共有を図って支援する。
5	I	1 I・J・U“移住天国霧島”魅力増進計画	(2)おじゃんせ霧島支援プロジェクト	空き家を活用した補助事業や移住定住促進事業による支援	移住定住促進補助事業	企画部	地域政策課	移住者に対し、住宅取得(新築及び中古購入)や増改築、賃貸等における金銭面での支援を行うことで、中山間地域の活性化を図るとともに、市全域における人口減少対策、空き家の有効活用が図られている。なお、令和2年度から制度を拡充し、家賃補助の対象物件(民間一戸建て住宅)に公営住宅や民間集合住宅を加えている。	移住希望者の多くは、空き家の購入や賃貸といった安価な物件を望んでおり、特に中山間地域には多くの空き家が存在するため、所有者等に対し、空き家の有効活用について啓発活動を行っていく必要がある。	自治会長や地域住民等と連携を図りながら、空き家所有者に、「空き家バンク」への登録を促進する。また、移住希望者に対し、民間の不動産事業者等と連携を図りながら、空き家の情報提供を行う。
6	I	1 I・J・U“移住天国霧島”魅力増進計画	(2)おじゃんせ霧島支援プロジェクト	観光などを目的とした宿泊滞在から移住に繋げるための取組	移住体験研修事業(移住PR・体験事業)	企画部	地域政策課	年2回(10月、2月)の実施を予定していた移住体験研修は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、いずれも中止となったため、Zoomを活用したオンラインイベント(※オンライン茶話会)を3回実施した。	本市の移住施策について、観光客に対する情報発信が不足している。	観光客をターゲットとした民泊を含む多様な宿泊メニューの開発など、将来的な移住につながる関係課と連携を図る。 長期滞在・移住の受け入れ体制整備につながるような魅力的な宿泊・体験モデルプランづくりを推進する。
7	I	1 I・J・U“移住天国霧島”魅力増進計画	(2)おじゃんせ霧島支援プロジェクト	農業体験など受入れ体制の確立に向けた取組	移住体験研修事業(移住PR・体験事業)	企画部	地域政策課	年2回(10月、2月)の実施を予定していた移住体験研修は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、いずれも中止となったため、Zoomを活用したオンラインイベント(※オンライン茶話会)を3回実施した。	協力事業者(農業関係)の確保が困難であることから、現在実施している農業体験は、限られた時間内(2～3時間)における「稲刈り体験」や「野菜収穫体験」等の体験のみである。	農家民泊ができる農家を発掘するため、関係課と連携を図る。 市主催による移住体験研修事業ではなく、NPO等民間団体に実施してもらえるような取組を推進する。
8	I	1 I・J・U“移住天国霧島”魅力増進計画	(2)おじゃんせ霧島支援プロジェクト	官民協働による新たな移住定住施策の展開		企画部	地域政策課	地元企業等と連携し、オンラインでの移住イベントを実施した。	イベントの開催に際し、市と地元企業等との役割分担が整理されていない部分がある。	地域おこしに興味を持って活動を実践している市民や団体と連携し、官民協働による新たな取組を検討し、更なる移住定住の促進を図る。
9	I	2 “感動”を生み出す霧島流「五感再生ツーリズム」	(1)五感に響く観光資源の発見と価値の創出	五感を切り口にした霧島の資源や素材の掘り起し	・マスコミを利用した広告事業 ・観光宣伝事業	商工観光部	観光PR課	市観光協会等関係団体と連携し、ホームページやマスコミ、インターネット等各種メディア等を通じ、効果的な情報発信を行っている。	限られた予算や掲載スペース、情報量等の中で、より有効な観光誘致に繋がる情報が発信できているか、調査する必要がある。	最新の情報や魅力ある情報をマスコミやエージェントに渡し、記事掲載や旅行商品等の開発を促すなど、来訪プロセスに応じた「ひと」の心を動かすプロモーションを行う。また、本市の神話や歴史、文化などストーリー性の高い魅力的な観光素材を、ホームページやSNS等を活用し、効果的な情報発信に努める。

総合戦略の該当箇所					関連事業			令和2年度の検証		
No.	基本目標	基本的な方向性	具体的な施策	想定される取組	関連事務事業等	担当部	担当課	現状	課題	今後の方針等
10	I	2 “感動”を生み出す霧島流「五感再生ツーリズム」	(1)五感に響く観光資源の発見と価値の創出	着地型(体験型)の観光メニューや観光ルートの構築	観光関係各種協議会等参画事業	商工観光部	観光PR課	「霧島高原自然体験ツーリズム協議会」による体験メニューを中心に、体験型の観光メニューを構築している。新しいメニューができたことで体験数は増加、さらなる誘客が期待される。雨天時対応メニューも構築したことで、引き続き体験メニューを積極的に案内することが可能となっている。	新型コロナウイルスの感染状況により停止中のメニューもあることから、現状に即した更新作業を行う必要がある。	メニュー提供団体との意見交換を密に行って連携を強め、更なる誘客に努める。
11	I	2 “感動”を生み出す霧島流「五感再生ツーリズム」	(1)五感に響く観光資源の発見と価値の創出	新しい霧島の地域ブランド「五感再生ツーリズム」の創出	・森林セラピー推進事業 ・観光宣伝事業	商工観光部	観光PR課	森で過ごすことによる癒し効果を体験できる森林セラピーロードを市内4箇所にコース設定している。年1回のイベントを実施し、市森林セラピーガイドクラブがガイド案内をするなど観光客誘客に取り組んでいる。	霧島市が森林セラピー基地に認定され10年以上経過するが、今なお森林セラピーが市民に浸透しているとは言えない。そのため、森林セラピーとその効果の周知を更に図る必要がある。	セラピーロードの定期的な整備を行い状態の維持に努めるとともに、地域の特徴を生かした観光資源の開発や森林セラピーガイドの養成・スキルアップが必要である。また、健康維持や健康増進を図る取組としても更に周知を図る。
12	I	2 “感動”を生み出す霧島流「五感再生ツーリズム」	(1)五感に響く観光資源の発見と価値の創出	プロスポーツキャンプ、各種スポーツ団体の合宿や各種大会等の誘致活動	スポーツ団体誘致 歓迎実行委員会運営事業	商工観光部	観光PR課	トップレベルのスポーツキャンプや合宿、大規模な競技大会等が本市で開催されることは、スポーツ振興に大きく寄与することから、既存のチーム等に加え新規のキャンプや大会などを誘致する活動を行い、誘致団体等の増加を目指している。	これまでスポーツキャンプ実績のあるサッカー、野球、ソフトボール以外の競技についても誘致活動を行い、誘致団体数の増加を目指す必要がある。	例年、本市でスポーツキャンプや大会を行っている団体以外も検討し誘致を図る。
13	I	2 “感動”を生み出す霧島流「五感再生ツーリズム」	(2)価値の伝達と観光客の誘致	市場のニーズやマーケットなどの情報収集及びマーケティング環境の変化に対応したアプローチ	・観光宣伝事業 ・観光客誘客事業	商工観光部	観光PR課	鹿児島県及び鹿児島県観光連盟からの情報提供やインターネット、雑誌等からの情報収集のほか、市内旅館組合等の定例会にも参加し、リアルタイムでの情報収集に努めている。	新型コロナウイルス感染症の影響により、観光需要に変化がみられていることから、常に最新の観光の動向やトレンド、状況等の把握を行う必要がある。	引き続き、関係機関と連携し情報収集に努め、効果的な誘客促進を図る。
14	I	2 “感動”を生み出す霧島流「五感再生ツーリズム」	(2)価値の伝達と観光客の誘致	共感連鎖を生み出すための情報受発信の効果的なマネジメント	・マスコミを利用した 広告事業 ・観光宣伝事業	商工観光部	観光PR課	掲載媒体や情報発信時期に合わせた広告デザインや情報を提供する等、効果的な情報発信に努めている。	限られた予算や掲載スペース、情報量等の中で、より効果的な情報が発信できないかを検証する必要がある。	新型コロナウイルス感染状況等を踏まえた上で、ターゲットを明確にした情報発信や、ホームページやSNS等を活用した情報発信を検討する。
15	I	2 “感動”を生み出す霧島流「五感再生ツーリズム」	(2)価値の伝達と観光客の誘致	観光・農工商関係者など様々な団体と連携したプロモーション	・観光客誘客事業 ・特産品協会運営事業 ・観光関係各種協議会等参画事業	商工観光部	観光PR課	新型コロナウイルス対策事業として、本市への宿泊を促すキャンペーンや修学旅行への助成事業を行い、誘客に努めた。また、Twitterを活用した情報発信では、本市特産品を絡め、幅広い世代に対し本市の魅力を発信している。	キャンペーン期間以外にも本市を訪れたいような効果的な情報発信を行っていく必要がある。	新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえた上で、関係団体と密に連携し、本市ならではの魅力的な事業を検討し、実施する。
16	I	2 “感動”を生み出す霧島流「五感再生ツーリズム」	(2)価値の伝達と観光客の誘致	鹿児島空港定期便就航地などをターゲットにした効果的なプロモーション	・マスコミを利用した 広告事業 ・観光宣伝事業	商工観光部	観光PR課	掲載媒体の配布先に大都市圏を含むものを選定するなど、効果的な情報発信に努めている。	限られた予算や掲載スペース、情報量等の中で、より効果的な情報が発信できないかを検証する必要がある。	新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえた上で、ターゲットのニーズに合った情報発信や、ホームページやSNS等を活用した情報発信を検討する。
17	I	2 “感動”を生み出す霧島流「五感再生ツーリズム」	(3)受け入れ環境の整備	霧島市観光ガイド連絡協議会の充実・強化	観光ボランティアガイド運営事業	商工観光部	観光PR課	登山をはじめ、セラピーロードなどのウォーキングコース、観光名所等で、安全性を図りながら、利用者に合わせたガイド・案内を実施しており、それらの活動や広報に対して支援を行っている。	新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、利用者数が減少している。また、各ガイド団体において高齢化が進んでいることから、ガイドの育成に係る手立てを検討する必要がある。	引き続き、ホームページやパンフレット等で情報発信を行い、利用促進を図る。また、各ガイド団体の高齢化対策のため、新規ガイドの募集の支援について検討する。
18	I	2 “感動”を生み出す霧島流「五感再生ツーリズム」	(3)受け入れ環境の整備	鹿児島空港やJRを核とした二次アクセスの充実	観光バス運行事業	商工観光部	観光PR課	登山者の交通アクセス充実のための「霧島連山周遊バス」、空港から妙見を經由して隼人駅を結ぶ「妙見路線バス」が運行している。また、土日祝日の二次アクセスを改善するため、市内主要観光施設を滞在しながら巡る「霧島周遊観光バス」の実証運行を実施している。	新型コロナウイルスの影響を受け、利用者数が減少している。また、霧島周遊観光バスは実証運行中であり、これまでの状況を踏まえ、今後の運行について検討する必要がある。	引き続き、パンフレットやホームページ等を活用した情報発信を行い、利用促進を図る。霧島周遊観光バスについては、これまでの状況を検証し、今後の運行について検討する。
19	I	2 “感動”を生み出す霧島流「五感再生ツーリズム」	(3)受け入れ環境の整備	国内外の観光客が分かりやすい観光地へのルート案内	観光案内板・電照看板設置事業	商工観光部	観光PR課	隼人駅前及び隼人駅構内、日当山駅前に観光案内看板を3枚設置しているほか、外国語表記を記載した観光案内板を市内43箇所に設置している。また、隼人町小浜地区の国道10号沿いに温泉案内看板を設置している。	隼人駅前及び隼人駅構内、日当山駅前の観光案内板や外国語表記を記載した観光案内板について、現在の看板の状態や効果を把握する必要がある。	観光案内板の状況を把握、内容更新や新たな手法を検討し誘客を図る。

総合戦略の該当箇所					関連事業			令和2年度の検証		
No.	基本目標	基本的な方向性	具体的な施策	想定される取組	関連事務事業等	担当部	担当課	現状	課題	今後の方針等
20	I	2 “感動”を生み出す霧島流「五感再生ツーリズム」	(3)受け入れ環境の整備	国際航空路線を有する空港所在地の強みを活かしたインバウンド対策の推進	外国人観光客誘致促進事業	商工観光部	観光PR課	例年であれば、海外誘客と航空機利用促進を図るため、鹿児島県や鹿児島県観光連盟、市内観光関係団体、宿泊施設と連携し、外国人観光客の誘致促進活動(現地セールス等)を行っている。	新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、海外セールスが実施できなかったことから、SNS等での情報発信を行った。今後、更に新型コロナウイルスの感染が拡大した場合、SNS以外の情報発信も行っていく必要がある。	各団体と連携を図り、外国人観光客の誘致促進活動を行う。
21	II	1 結婚・出産・子育て支援の充実	(1)出会いの場の創出	企業や団体等と連携した婚活イベント等の実施や各種支援策のPR		企画部	企画政策課	支援策としては、県の委託事業である「かごしま出会いサポートセンター」の出張・登録閲覧会を年6回、市内で開催している。成婚数、カップル成立数が増え、同会参加者も増えている。令和2年12月に第一生命と包括連携協定を締結し、協働で婚活イベントを開催できる体制を整えたが、コロナ禍で開催できない状況が続いている。	婚活イベントは対面での交流を望む声が多く、コロナ禍では実施が難しい。かごしま出会いサポートセンターの出張・登録閲覧会利用者数は増えているが、コロナ禍などの影響により登録者数が減った。	新型コロナウイルス感染が収束し、対面での交流が可能な状況となれば、第一生命と婚活イベント(リモート含む。)を開催する。引き続きかごしま出会いサポートセンターの出張・登録閲覧会のPR等を積極的に行い、登録者と利用者の増加を目指す。
22	II	1 結婚・出産・子育て支援の充実	(1)出会いの場の創出	ボランティア活動やイベントなどを通じた出会いの場の創出		企画部	企画政策課	コロナ禍で、対面で交流するボランティア活動やイベントなどができなかった。	コロナ禍の中、対面によらないリモート等でのイベントなど、出会いにつながる場の創出を考える必要がある。	コロナ禍の中、対面によらないリモート等でのイベントなど、出会いにつながる場の創出を模索する。
23	II	1 結婚・出産・子育て支援の充実	(1)出会いの場の創出	結婚の喜び・素晴らしさに関する情報の発信		企画部	企画政策課	令和2年1月から広報誌で子育て中の方々を利用しやすい施設等の紹介の連載を始め、市民から好評を得ている。一方、コロナ禍で希望どおりに結婚式を挙げにくい状況の中、積極的な情報発信ができなかった。また、晩婚化に歯止めがかからない中、コロナ禍で結婚観に変化が生じている可能性がある。	結婚に対する考え方・価値観をあらためて把握するとともに、独身男女の出会いの場を増やす必要がある。結婚による転出につながらないよう、充実した子育て支援制度など霧島市に居住するメリットを情報発信する必要がある。	価値観の多様化に考慮しつつ、さまざまな出会いの場を創出するとともに、結婚に対する気運の醸成を図れるよう、戦略的・効果的な情報発信を模索する。
24	II	1 結婚・出産・子育て支援の充実	(2)安心して妊娠・出産できる環境づくり	安心して妊娠・出産できる母子保健サービスの充実	・妊婦健康診査事業 ・特定不妊治療費助成交付事業 ・粉ミルク支給事業 他	保健福祉部	健康増進課	安心して妊娠・出産ができるよう特定不妊治療、妊産婦健康診査や粉ミルク支給事業、健康相談・訪問指導等の支援体制の充実を図っている。特定不妊治療費の助成については、県の助成金を控除した自己負担の一部を助成し、1組の夫婦に対し、1回の治療につき15万円までを通算6回助成している。また、法改正に基づき、令和2年度から「対象者に事実婚の夫婦を加える」「所得制限の撤廃」「1子ごとに6回助成(ただし妻の年齢が40歳以上43歳未満までは3回)」に変更し、助成対象者の拡充を図っている。粉ミルク支給事業については、HTLV-1に感染した母親や他の病気で母乳を与えられない母親から出生した児、多胎児の第一子を除く児、非課税世帯でかつ2,000g以下の児について1か月3,000円の粉ミルク支給券を交付し、対象者全員に申請してもらえるよう周知に取り組んでいる。また、産後の支援を強化するため、令和2年度から産後2週間産婦健康診査事業を追加した。健康診査費用の負担を軽減することで、母体や胎児の健康確保を図っている。委託契約を締結していない県外の医療機関(里帰り出産などが対象)については、償還払い制度にて対応し、受診者の経済的負担を軽減している。多くの産婦が、出産直後には精神的に不安定になるが、産婦健康診査で精神状態を把握することにより、産後うつや虐待につながる可能性が高い産婦の把握につながり、産科医療機関との連携が強化され、ハイリスク産婦の切れ目ない支援につながっている。	特定不妊治療費の助成については、対象者の年齢上限が定められているため、なるべく早いタイミングで治療を始めることが重要になる。そのことから、早めの対応を促す周知のあり方の検討が必要である。粉ミルク支給事業については、HTLV-1抗体陽性や母親の病気による対象者の把握は難しいが、周知徹底に努める必要がある。また、市民の利便性を向上させるため、利用できる事業所(粉ミルク販売店)を増やしていく必要がある。妊娠中の健康管理を行うには、早期の妊娠届による妊婦健康診査の受診や継続した受診が必要であるが、妊娠の届け出が遅かったり、妊婦健康診査の受診回数が少ない妊婦もいるため、早期の妊娠届出への啓発や受診勧奨を図る必要がある。	特定不妊治療費の助成については、国が令和4年度からの不妊治療の保険適用を検討しているが、実施年度までは、助成を継続し支援する。粉ミルク支給事業については、すべての対象者に粉ミルク支給券を交付できるように周知を徹底していく。また、早期の妊娠届出を啓発するとともに、母子健康手帳発行時に受診勧奨を行い、妊婦健康診査の受診率の向上に努める。今後も安心して妊娠・出産ができるよう妊産婦のサービスの充実に努め、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の強化を図っていく。

総合戦略の該当箇所					関連事業			令和2年度の検証		
No.	基本目標	基本的な方向性	具体的な施策	想定される取組	関連事務事業等	担当部	担当課	現状	課題	今後の方針等
25	II	1 結婚・出産・子育て支援の充実	(2)安心して妊娠・出産できる環境づくり	妊娠期から乳幼児期までの相談体制の充実	・母子訪問事業 ・母子相談事業 ・産後ケア事業 他	保健福祉部	健康増進課	安心して出産や子育てができるよう妊産婦を対象とした健康診査・健康相談・訪問指導、産後ケアなどの支援体制の充実を図るとともに妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に努めている。 平成30年度から母子保健コーディネーターを配置し、妊娠中から産後にかけて、リスクの高い妊産婦を産科医療機関等との連携により把握し、早期の相談や訪問等の支援につなげている。また、晩産化や転入者が多いなどの現状があり、近くに支援してくれる家族等がない産婦への心身のケアや育児のサポートのため、平成29年度から産後ケアを開始し、産後支援の充実に取り組んでいる。 産後ケア事業では、宿泊型の利用日数は令和元年度より減少したが日帰り型の利用者数は伸びている。利用者アンケートの結果では、育児不安の軽減が図られた人の割合は99%であり、産後ケアの利用で心身の状態が回復し、育児負担や不安、産婦の孤立感等が軽減されている。 また、育児の悩みや不安等の相談に電話相談や訪問、教室等の母子相談事業で対応し、安心して子育てができる相談体制の充実を努めている。	コロナ禍のため、来所の相談事業は予約制としたが、感染を危惧し相談来所を控える母子もいる。感染対策を十分に行い、安心して相談来所できる環境整備に努める必要がある。 また、産後ケア事業の宿泊型の利用日数は前年より減ったが、日帰り型の利用者数は伸びた。産後の心身の不調や育児不安等の早期支援を図るためにも、利用しやすい事業として検討していく必要がある。	すこやか保健センター(子育て世代包括支援センター)の専任母子保健コーディネーターと今後も産科医療機関や助産師等との連携を図りながら、すべての妊産婦の状況把握を行うことにより必要な相談支援につなげていく。 また、産婦健診や産後の訪問等から、産後うつや虐待の可能性のある産婦を早期に把握し、産後ケアなどの必要な支援につなげていく。 産後ケア事業では、現在実施していないアウトリーチ(訪問)型のニーズ把握や委託する事業者等の調査を行い、実施が可能であれば、事業の拡充を検討していく。また、育児の悩みや不安等に対し、電話相談や訪問、教室等の母子保健事業を充実させ、安心して子育てができる相談体制づくりに努めていく。
26	II	1 結婚・出産・子育て支援の充実	(3)子育てをみんなで支える環境づくり	多様な保育ニーズに応じたきめ細やかな支援体制の充実	・一時預かり事業 ・延長保育促進事業 ・病児、病後児保育事業 ・放課後児童健全育成事業 ・子育て一時預かり事業 ・障害児保育支援事業 ・児童福祉関係施設整備事業 ・保育所等整備事業	保健福祉部	子育て支援課	各種事業を継続しつつ、国の制度改正等に対応して事業の拡充を行っている。 多様な働き方を支える子育て家庭のニーズに対応する事業として定着してきている。 また、保育施設の新設や老朽化した園舎の建替費用を助成することで保育環境が改善されるとともに、増改築等により定員を増やすことにより、施設整備に伴う80人の定員増により、多くの保育需要に応じることができた。	各種事業を行う実施施設の拡充、保育士の確保等が必要。	働きながら子育てがしやすい環境の形成を図るため、多様化する保育ニーズに応じた各種保育サービス(延長保育・一時預かり等)の提供に努めるとともに、育児不安や育児困難を抱える保護者への相談体制の充実を図り、仕事と子育ての両立を支援する。 また、「子ども・子育て支援事業計画」の基本理念である「安心して子どもを生み、子育てができる霧島市」を基に、次世代を担う子どもたちが健やかに育つことができるよう、子育て環境の整備・充実を図ることにより、社会全体で子育てを行うまちづくりを目指す。
27	II	1 結婚・出産・子育て支援の充実	(3)子育てをみんなで支える環境づくり	子どもの成長過程に応じた各種相談や子育て支援に関する情報発信の充実	子育て支援センター管理運営事業	保健福祉部	子育て支援課	市内10箇所地域子育て支援拠点事業を実施している。 地域において子育て親子の交流の場を提供、交流を促進し各種相談や情報提供を行うことで、子育て中の親の孤独感や不安感等の緩和を図る事業として定着してきている。	各子育て支援センター間の速やかな情報共有、利用者のニーズに沿った環境の整備並びに内容の充実及び支援を行う職員のキャリアアップのための研修等への参加が必要。	「地域をあげての子育て」を実現するために、各支援センターが今できる子育て支援(サロン・講座・相談業務等)を実施し、利用者のニーズに応えられるよう子育て環境の充実を図る。 また、関係機関との連携を強化し、細やかな配慮、丁寧な支援を心がける。
28	II	1 結婚・出産・子育て支援の充実	(3)子育てをみんなで支える環境づくり	地域や職場ぐるみによる子育て支援の推進	ファミリーサポートセンター事業	保健福祉部	子育て支援課	子育ての援助をお願いしたい者(依頼会員)と援助を行いたい者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡、調整等を行うことにより、子育て家庭の多様なニーズに対応する事業として定着してきている。	市民に対して事業内容を積極的に周知し認知してもらうとともに、依頼会員・提供会員の増加を図ることが必要。	「安心して子どもを産み育てられる環境」を整備するため、多様なニーズに応じた子育て支援の充実を図る。
29	II	1 結婚・出産・子育て支援の充実	(3)子育てをみんなで支える環境づくり	親子で楽しめる遊びや学びの場の提供	こども館施設整備事業	保健福祉部	子育て支援課	既存施設である国分ハイテク展望台を、天候に関係なく遊べる児童遊園施設として機能させるため、屋内外遊具の設置や幼児の利用を想定した建物の機能整備を行った。	令和3年夏の開館に向けて、遊具設置作業等を着実に進める必要がある。また、開館後のこども館運営事業者との連携を密にし、準備作業や開館後のこども館運営等をスムーズに進める必要がある。	開館に向けて引き続き遊具設置作業を進めるとともに、運営事業者との協議のもと、各準備作業を着実に進める。
30	II	2 子どもの夢と豊かな心を育む教育の推進	(1)子どもたちの夢をかなえる機会の提供	学力の向上と豊かな心や個性を育む教育の充実	・小学校学力等検査実施事業 ・中学校学力等検査実施事業	教育部	学校教育課	本市の小中学生の学力は、学年や教科によって差はあるものの年々改善が見られる。しかし、全国の平均と比べると、やや下回る結果となっている。 中学生の学力も、学年や教科によって差があり、国語や社会は全国平均を上回っているが、数学、理科、英語は全国平均をやや下回っている。 いじめ問題や不登校児童生徒の数は、全国と同様年々増加傾向にある。生徒指導上の問題についても、未然防止や早期発見、早期解決に取り組んでいるが、改善につながりにくい。	本市の小・中学生の学力は、改善傾向にあるものの、学年や教科によっては全国平均を下回っているものがあるため、学力向上を意識した授業改善や教員の指導力向上が必要である。 いじめ問題や不登校児童生徒の解消に向け、関係課や関係機関等との連携強化や取組の充実を図っているが、なかなか解決につながっていない。学校からの情報提供が遅れ、問題が大きくなる事案もある。	児童生徒の学力向上に向けて、授業連動型家庭学習や学力向上プランの確実な推進を図るとともに、教員の指導法改善について、一層の充実を図る。 いじめ問題や不登校児童生徒の増加については、未然防止や早期発見、全校体制での早期対応を軸に、学校、教育委員会、関係課、関係機関等と連携し、対応する。 また、情報提供の遅れについては、管理職研修会等で常に指導・啓発する。

総合戦略の該当箇所					関連事業			令和2年度の検証		
No.	基本目標	基本的な方向性	具体的な施策	想定される取組	関連事務事業等	担当部	担当課	現状	課題	今後の方針等
31	Ⅱ	2 子どもの夢と豊かな心を育む教育の推進	(1)子どもたちの夢をかなえる機会の提供	外国人とのコミュニケーション能力を身につける英語教育等の推進	・小学校英語教育推進事業 ・キャリア教育・進路指導推進事業	教育部	学校教育課	教員の指導スキルの向上を図るとともに、ALTやAEA(外国語活動等支援員)、専科加配教員を効果的に活用し、小学3・4年生の外国語活動、小学5年生以上の外国語科の授業に取り組んだ。	小学校では教員の外国語指導への不安が小さくなるにつれ、積極的に楽しい授業づくりに取り組む姿が多く見られるようになった。教員の指導力や学校の指導体制によって、英語に対する意識や積極性に差がないように、適宜学校に対し指導や研修等を行う必要がある。	ALTやAEAを積極的に活用しながら、発達段階に応じた系統性のある指導の充実を図る。また、中学生が小学校から学んだ外国語を実際に使い、コミュニケーションを図る楽しさを実感することで、グローバルな視点から自分の生き方を考える活動として、ALTや留学生と交流を深める「キリシマグローバルアクティビティ」の充実を図る。
32	Ⅱ	2 子どもの夢と豊かな心を育む教育の推進	(1)子どもたちの夢をかなえる機会の提供	食育の推進による健やかな体を育む教育の充実	・学校給食センター運営事業 ・国分地区小中学校給食単独調理場運営事業	教育部	学校給食課	栄養教諭を中心に、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたり健康的な食生活が営めるように指導した。また、地場産物(市内産)を活用し、地元食材の紹介や郷土料理の伝承にも努めた。	市内産の食材を更に活用したいが、食数に見合う食材及び量を提供できる納入業者が限られているため、令和2年度の市内産食材活用率が28.3%に留まっている。	関係課や関係機関等とより一層連携し、市内産食材を提供できる納入業者を増やし、活用率を高めて、地産地消による食育の推進を図る。
33	Ⅱ	2 子どもの夢と豊かな心を育む教育の推進	(1)子どもたちの夢をかなえる機会の提供	家庭や地域の教育力の向上と子どもの自立を地域全体で支える環境づくりの推進	・家庭教育総合支援事業 ・きりしまっこ立志育成事業	教育部	社会教育課	「家庭や地域の教育力の向上と子どもの自立を地域全体で支える環境づくりを進めるべく、「みんなで支える家庭教育推進事業」に取り組んだ。具体的には牧園地区、福山地区で主任児童委員を中心に、民生委員やボランティア団体といった関係機関等と連携し、子育てサロンを開設した。	子育てサポートリーダーの資質向上や子育てサロン運営のノウハウを身につける必要がある。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、月1回の子育てサロンも思うように実施できない状況である。今後開設予定の地区でも、事前の事業説明等が実施できない状況が続いている。	今後は溝辺、横川、国分、霧島地区でも同様の取り組みを行うことにしているが、主任児童委員の理解や民生委員等の協力が不可欠である。また、すでに実施している地域の子育てサロンに、事前に事業内容を説明し、競合することなく取り組む。
34	Ⅱ	2 子どもの夢と豊かな心を育む教育の推進	(1)子どもたちの夢をかなえる機会の提供	生涯スポーツ、文化芸術に親しむための環境づくりの充実と交流人口の拡大	・市スポーツ協会等運営支援事業 ・各種スポーツ大会出場者支援事業 ・スポーツ少年団育成事業	市民環境部	スポーツ・文化振興課	・新型コロナウイルスの影響により、市民の運動機会が減少している。 ・市スポーツ協会による青少年等を対象とした育成大会を実施した。 【件数:15件】 ・市スポーツ協会主催のスポーツまつりは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。 ・九州大会、全国大会に出場する個人、団体に対し、大会出場補助金の交付を行った。 【件数:個人8件、団体21件】 【補助金計:810,000円】 ・スポーツ少年団の運営補助金を交付し、活動等の財政支援を行った。 【スポーツ少年団員数:966名(59団)】 【補助金額:1,113,000円】 ・社会体育施設(一部)の運営を指定管理者に委託した。 【委託施設:10施設】 【委託料計:257,800,903円】	・新型コロナウイルス感染症の感染対策を充分に行い、市民の運動機会を提供しなければならない。 ・子どもたちがスポーツに親しむ機会を提供しなければならない。 ・遠征経費等が全国大会等への出場の障害とならないよう、当該制度を広く周知する必要がある。 ・スポーツ少年団活動の理念等の理解を深めるため、指導者、育成会等の研修の機会が必要である。 ・市民や指定管理者等から経年劣化による施設・設備等の修繕要望等が年々増加している。	・スポーツ庁から示された「感染拡大予防ガイドライン」に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大防止に努め、市民の運動機会の提供を行う。 ・スポーツ協会による子どもたちの技能向上のための育成大会やスポーツに親しむ機会を提供するスポーツまつり等の開催に向けた支援を行う。 ・子どもたちが家庭の経済的差により全国大会等出場の障害とならないよう、手厚い支援を行うため、当該制度を広く周知する。 ・スポーツを通じた青少年の健全な育成を行うため、スポーツ少年団に対し、継続した支援を行う。 ・公共施設管理計画に基づき、既存の体育施設のあり方について、今後、統廃合を含めた検討を行う。
34	Ⅱ	2 子どもの夢と豊かな心を育む教育の推進	(1)子どもたちの夢をかなえる機会の提供	生涯スポーツ、文化芸術に親しむための環境づくりの充実と交流人口の拡大	児童生徒芸術鑑賞会事業	市民環境部	スポーツ・文化振興課	・新型コロナウイルスの影響により、内容変更、延期、中止となる事業があった。 ・児童・生徒を対象に、文化芸術に触れる機会となる「青少年劇場」、「生徒芸術鑑賞会」、「文化庁巡回公演」を開催した。 【参加人数:青少年劇場 1,319名(12校)、生徒芸術鑑賞会 836名(5校)、文化庁巡回公演 324名(4校)、青少年のための芸術鑑賞事業 21名(1校)】	・鑑賞等の際は、新型コロナウイルスの感染防止を徹底する必要がある。 ・新型コロナウイルスの影響により、児童、生徒の芸術鑑賞等の機会が失われまいよう、変更、調整等について配慮する必要がある。	子どもたちの芸術文化に対する興味、関心を高めるため当該事業の取組を継続する。
35	Ⅱ	3 住民自治の推進による魅力ある地域社会の形成	(1)地域の特性を活かしたまちづくり	地域が自主的に地域を創生していくための「地域まちづくり計画」の推進	地域まちづくり支援事業	市民環境部	市民活動推進課	「地域まちづくり計画」の見直し事業等の地域まちづくり支援事業を15件行った。	地域が主体となって、自ら地域の10年後のあるべき姿と、実現に向けた行動を計画書としてまとめ、地域計画実現事業(ハード)や行事の実施など活動を支援し、地域の活性化に繋げる必要がある。	地区自治公民館や自治会に対して、自治活動に対する適切なアドバイスを行い、支援体制の充実を図る。
36	Ⅱ	3 住民自治の推進による魅力ある地域社会の形成	(1)地域の特性を活かしたまちづくり	地区自治公民館相互の連携による情報の共有や新たな取組の推進	自治公民館連絡協議会運営事業	市民環境部	市民活動推進課	理事会を開催し、要望書を取りまとめて提出を行った。また、安心・安全ネットワーク活動について、館長研修会を行った。	毎年2月を、自治会加入推進月間と定め、未加入世帯に対して、自治会加入の呼びかけを行っているが、単身世帯の増加や高齢化等により、自治会加入率が低下している。	引き続き、市自治公民館連絡協議会と連携し、加入促進に取り組むとともに、新たな自治会加入推進の在り方を検討する。

総合戦略の該当箇所					関連事業			令和2年度の検証		
No.	基本目標	基本的な方向性	具体的な施策	想定される取組	関連事務事業等	担当部	担当課	現状	課題	今後の方針等
37	II	3 住民自治の推進による魅力ある地域社会の形成	(1)地域の特性を活かしたまちづくり	地域の特性を活かしたまちづくり実現のため、互いに協力して取り組む地域活動への支援	・地域振興補助事業 ・地区活性化支援事業	市民環境部	市民活動推進課	地域活性化補助事業を456件、地域振興補助事業を377件行った。	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、各種活動の開催中止や延期などを行う必要がある。	地区自治公民館が新型コロナウイルス感染予防対策に配慮した上で、地域コミュニティ活動を行うことができるよう支援金を支給するとともに、感染予防対策を講じた上で、地域振興補助事業及び地区活性化支援事業を促し、地域コミュニティ活動の活性化を図る。
38	II	3 住民自治の推進による魅力ある地域社会の形成	(1)地域の特性を活かしたまちづくり	地域おこし協力隊、集落支援員等による自治活動支援の促進	元気なふるさと再生事業	企画部	地域政策課	市内89地区自治公民館のうち、21地区が高齢化率5割以上のいわゆる限界集落となっている。集落支援員については、平成21年度に高齢化率が5割以上の5地区に1名ずつ配置していたが、なり手不足により令和2年度は2地区(2名)のみの配置となっている。	中山間地域では、高齢化率が5割を超える地区自治公民館が今後も増加する見込みであり、地域を維持するための活動が困難な状況は、より深刻になることが予測される。	集落支援員の人選等が困難な状況であることから、市職員による地域まちづくりサポーターチームによるサポート体制の充実を検討していく必要がある。
39	II	3 住民自治の推進による魅力ある地域社会の形成	(2)安心・安全なまちづくり	防犯・防災の体制整備やその重要性に関する意識の普及・啓発	自主防災組織育成事業	総務部	安心安全課	市の管理する自転車駐車場へ防犯カメラを設置している。また、防災出前講座を実施し、防災の重要性について啓発している。	緊急時の関係機関の協力体制を充実させる必要がある。出前講座の開催依頼は以前に比べて増えてきているが、新規団体の開催依頼を増やしていく必要がある。	公共施設への防犯カメラの設置促進と緊急時の関係機関との連携強化を図る。また、防災出前講座を広く市民に周知し、出前講座の開催回数を増やしていく。
40	II	3 住民自治の推進による魅力ある地域社会の形成	(2)安心・安全なまちづくり	自主防犯・防災組織の活動の充実	・防犯パトロール隊支援事業 ・自主防災組織育成事業	総務部	安心安全課	既存の防犯パトロール隊から防犯パトロール用品の再支給要望がある。自主防災組織の組織率は100%と高いものの、各組織間での活動には差がある。	パトロール隊の活動の活性化を図るとともに、未結成地域への結成促進に取り組む。自主防災組織の活性化を図る必要がある。	広報活動・各種キャンペーンの実施により、市民の防犯への意識高揚を図る。パトロール隊の活動の活性化を図るために、新規、既存ともに意欲的に活動を行っている団体に助成する。出前講座を活用しながら自主防災組織の活性化を図り、活動を充実させる。
41	II	3 住民自治の推進による魅力ある地域社会の形成	(2)安心・安全なまちづくり	関係機関の相互応援体制の充実・強化	防災訓練事業	総務部	安心安全課	隔年で総合防災訓練を実施しており、自衛隊、警察、その他関係機関にも参加してもらい相互応援体制の充実・強化に努めている。※隔年実施のため、令和2年度は実施なし。	実際の災害時に対応できるよう多くの市民にも参加してもらう。	引き続き関係機関と連携を取りながら、総合防災訓練を隔年で実施し、さらなる相互応援体制の充実・強化に努める。新型コロナウイルスの感染拡大など、訓練実施に影響を及ぼす要因が発生した場合の対応を検討する。
42	II	3 住民自治の推進による魅力ある地域社会の形成	(2)安心・安全なまちづくり	災害等に対応した情報伝達網の充実	防災行政無線運営事業	総務部	安心安全課	防災行政無線については、デジタル化は完了し、屋外拡声子局を市内に222基設置した。現在は地区自治公民館等が整備したコミュニティ無線と防災無線の接続を行い、各家庭で防災情報が聞ける環境が整いつつある。既存の移動系防災無線については、合併前にアナログで整備されていたためすべて廃止し、きりしま防災・行政ナビのIP無線機能を活用する。	コミュニティ無線未整備地区に対する働きかけ方について、市民活動推進課と連携・協力し検討する必要がある。	市民活動推進課と連携しながら未整備地区へコミュニティ無線の整備を依頼するとともに、防災無線との接続についても理解を得ながら進めていく。
43	II	3 住民自治の推進による魅力ある地域社会の形成	(3)医療体制の充実	霧島市立医師会医療センターの機能充実	市立医師会医療センター運営事業	保健福祉部	健康増進課	始良・伊佐保健医療圏の高度専門的な医療を行う公的の中核病院として、多様な公的医療を担い、地域医療体制の充実に貢献している。	施設の老朽化や狭隘化により、多様化する医療ニーズに十分に対応出来ない。施設設備の経年劣化等に伴い、維持費が増加傾向にある。	平成30年度に策定した「霧島市立医師会医療センター施設整備基本計画」に基づき、令和3年3月末に施設整備の基本設計が完了した。引き続き、実施設計を行い、新たな病院の整備に取り組む。
44	II	3 住民自治の推進による魅力ある地域社会の形成	(3)医療体制の充実	医療機関の連携による救急医療・小児医療体制の充実	・病院群輪番制病院運営支援事業 ・夜間救急診療支援事業	保健福祉部	健康増進課	始良地区二次救急医療体制(病院群輪番制・循環器救急輪番制・脳外科救急輪番制)は円滑に運営され適切に対応できている。夜間救急診療は、新型コロナウイルス感染症の影響で受診控えがあったため、受診者が例年の半分ほどとなった。	始良地区二次救急医療体制(病院群輪番制・循環器救急輪番制・脳外科救急輪番制)の体制の円滑な運営支援について、関係機関と連携を図りながら協議を行う必要がある。市民が安心して受診できる準夜帯の初期救急医療を確保するため、屋間の早めのかかりつけ医への受診等を促進し、初期救急診療の適正利用について更なる周知を図る必要がある。	関係機関と連携を深め、病院群輪番制・循環器救急輪番制・脳外科救急輪番制の円滑な運営支援や、救急医療体制の課題解決のために継続して協議を行う。準夜帯の初期救急診療の運営を支援するとともに、市民にかかりつけ医等を持つことなどを啓発する。また、始良地区内市町及び始良地区医師会等と連携して深夜帯の初期救急診療の体制整備に努める。
45	II	3 住民自治の推進による魅力ある地域社会の形成	(3)医療体制の充実	在宅医療やかかりつけ医などの推進	健康づくり啓発事業	保健福祉部	健康増進課	市民が日頃から安心して相談し、医療を受けることができるよう身近なかかりつけ医等を持つことの必要性について、広報誌で普及啓発を行っている。	様々な機会をとらえ、市民がかかりつけ医等を持つように、普及啓発に努める必要がある。	健康管理のために、かかりつけ医等を持つことの必要性について、関係機関と連携を図りながら、広報誌や健康教育等あらゆる機会を通して普及啓発を図るとともに、在宅医療などの推進を図る。

総合戦略の該当箇所					関連事業			令和2年度の検証		
No.	基本目標	基本的な方向性	具体的な施策	想定される取組	関連事務事業等	担当部	担当課	現状	課題	今後の方針等
46	II	3 住民自治の推進による魅力ある地域社会の形成	(4)高齢者・障がいのある方が生き生きと暮らせる地域共生社会の実現	高齢者、障がいのある方の地域活動への参加促進や就業・就労支援	・老人クラブ連合会支援事業 ・ボランティア・ポイント制度 ・身体障害者協会運営支援事業 ・手をつなぐ育成会運営支援事業	保健福祉部	長寿・障害福祉課	高齢者、障がい者の就業・就労機会については、広がりがつある。 地域活動については、老人クラブや各障がい者団体の団体数・会員数が減少している。	地域社会の担い手として高齢者等が活躍するための地域の互助活動の活性化が必要である。 コロナ禍により、地域活動の担い手の活動自粛、受け入れ側の受入停止(拒否)等がある状況において、地域活動を行う意欲のある高齢者の意識の維持を図る必要がある。	今後も継続して地域活動やボランティア活動の普及啓発、高齢者等が地域で活躍できる場の提供を行う。障がい者団体の啓発に関する支援を行っていく。また、就労に関する福祉サービスの案内も進めていく。
47	II	3 住民自治の推進による魅力ある地域社会の形成	(4)高齢者・障がいのある方が生き生きと暮らせる地域共生社会の実現	住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくりとサービスの充実	・包括的支援事業 ・生活支援体制整備事業 ・障害者自立支援協議会運営事業	保健福祉部	長寿・障害福祉課	市内10箇所の日常生活圏域ごとに、高齢者やその家族等への総合的な支援を行っている。 また、地域性や生活のつながりに視点を置いた生活支援体制整備に取り組んでいる。 障がい者基幹相談支援センターの設置により、相談からサービスの提供まで切れ目のない支援体制を構築した。	本人に合った介護予防の仕組みの構築、互助の仕組みによる支え合い、社会参加の仕組みづくりを更に推進する必要がある。 緊急時の受入れについての要望等があることから、地域生活支援拠点の整備に結び付けていく必要がある。	地域包括ケアシステムの深化に向けて地域の様々な活動主体とのネットワーク構築に取り組み、各事業間における連携強化を図る。 自立支援協議会での協議を活発にし、サービスを行う現場の意見を障害者福祉施策へ取り入れていく。
48	II	4 既存ストック活用による「小さな拠点」等の形成	(1)住民の“よりどころ”となる「小さな拠点」形成	地域の実情分析や「小さな拠点」に必要とされる機能の調査・研究		企画部 市民環境部 総務部	○地域政策課 市民活動推進課 財産管理課 企画政策課	中山間地域では、過疎化の進行により、地区自治公民館単位での地域活動が困難になりつつある。また、生活サービスの機能低下(不採算事業の縮小・撤退、空き店舗の増加等)による影響も生じている。	国及び県においては、地域で発生している課題や今後の不安に対して、地域住民で話し合い、必要な取組を展開するために、地域の多様な主体が連携・協力した新たなコミュニティ組織(地域運営組織)の形成を推進しており、これらの対応に向けた調査研究が必要である。	地域運営組織の活動や住民の交流、生活サービス提供の場となる「小さな拠点」づくりについて、地域の実情に応じつつ、庁内における情報共有やモデル事業の展開等について検討する。
49	II	4 既存ストック活用による「小さな拠点」等の形成	(1)住民の“よりどころ”となる「小さな拠点」形成	総合支所などの公共施設の利活用による新たな機能の充実		総務部	○総務課 財産管理課	霧島総合支所の事務所機能を1階に集約したことから、2階が空きスペースとなっているため、利活用を検討している。	霧島総合支所に周辺の公民館機能や歴史民俗資料館等の機能を集約することを検討したが、荷重等の問題から他の利用方法を検討する必要がある。	行政利用目的では限界もあることから、民間利用での活用もできないか検討する。
50	II	4 既存ストック活用による「小さな拠点」等の形成	(1)住民の“よりどころ”となる「小さな拠点」形成	「小さな拠点」を核とした新たなコミュニティづくりの推進		企画部 市民環境部	○地域政策課 市民活動推進課	地区自治公民館を中心としたコミュニティづくりに取り組んでいるが、中山間地域では過疎化により機能が低下しつつある。	高齢化や過疎化に対応した地域コミュニティ組織のあり方等について検討を進める必要がある。	庁内関係部署との協議や地区自治公民館長等の理解を得て新たなコミュニティのあり方について検討を進める。
51	II	4 既存ストック活用による「小さな拠点」等の形成	(2)空き家・空き店舗の利活用	リノベーションまちづくりの推進	新規創業・第二創業促進支援事業	商工観光部	商工振興課	空き店舗などの遊休不動産を活用した民間主導・公民連携による「あるものを生かす」まちづくりへの転換を図るため、8名の委員で構成する「霧島リノベーションまちづくり戦略会議」を開催し、リノベーションまちづくりの基本的な考え方や推進イメージをまとめた「霧島リノベーションまちづくり推進ガイドライン」を策定した。また、市・霧島商工会議所・霧島市商工会による「霧島リノベーションまちづくり実行協議会」を設立し、創業支援と一体となった推進体制を構築した。	本市の都市経営課題である「若者の流出」「公共施設の維持費増大」「都市のスポンジ化」に対応するために従来の行政主導によるまちづくりから民間主導・公民連携のリノベーションまちづくりを更に推進する必要がある。	策定した「霧島リノベーションまちづくり推進ガイドライン」に基づき、遊休不動産を活用したビジネスプランを創り出す実践型のリノベーションスクールを開催する。あわせて女性の起業支援、家守(やもり)会社の発掘・育成、高校生・大学生を対象とした起業家教育事業を実施し、創業支援と一体となったリノベーションまちづくりを推進する。
52	II	4 既存ストック活用による「小さな拠点」等の形成	(2)空き家・空き店舗の利活用	空き家・空き店舗に関する情報収集及び提供		企画部 商工観光部	○地域政策課 商工振興課	年一回、固定資産税の納税通知書に空き家バンクのチラシを同封し、家屋の納税管理者(所有者等)に案内している。 地区自治公民館長会議等での制度説明や市広報誌、ホームページ、FMラジオ等を活用した周知活動等も行っている。	空き家バンク制度の周知も行っているが、空き家の有効活用に対する所有者の意識が低く、空き家バンクへの登録を躊躇するケースも多い。 また、空き家の放置が長期化することにより、老朽化し危険廃屋になり、近隣住民等に危害を及ぼす可能性もある。	地方移住に対する関心や中古物件の需要が高まっていることから、自治会長や地域住民、不動産事業者等と連携を図り、登録物件増加への取組を推進する。
53	II	4 既存ストック活用による「小さな拠点」等の形成	(2)空き家・空き店舗の利活用	空き家・空き店舗の所有者と利用・借用希望者とのマッチング支援		企画部 商工観光部	○地域政策課 商工振興課	平成28年7月から空き家バンク制度を開始し、令和2年度末現在で、132件の申込があり、そのうち79件が空き家バンクに登録されている。また、登録物件79件のうち55件が成約済で、残りの24件を、現在、本市ホームページで公開中である。	空き家バンク制度の周知も行っているが、空き家の有効活用に対する所有者の意識が低く、空き家バンクへの登録を躊躇するケースも多い。 また、空き家の放置が長期化することにより、老朽化し危険廃屋になり、近隣住民等に危害を及ぼす可能性もある。	地方移住に対する関心や中古物件の需要が高まっていることから、自治会長や地域住民、不動産事業者等と連携を図り、登録物件増加への取組を推進する。
54	II	4 既存ストック活用による「小さな拠点」等の形成	(3)公的不動産の有効活用	公共施設の利活用に向けた地域住民のニーズの把握		総務部	財産管理課	霧島公民館は、老朽化が著しく、耐震補強が必要であるため、対応が必要となるが、現在の場所はアクセスの利便性も課題となっていることから、建物の状態、機能、立地に優れた霧島保健福祉センターに移転することで検討している。	霧島保健福祉センターに公民館機能を移転するに当たって、従来どおりの活動は一部できないため、改修が必要となる。また、霧島保健福祉センターの利用者と霧島公民館の利用者の利用調整が必要となる。	霧島保健福祉センターに公民館機能が移転しても従来のサービスは維持しつつ利用者の利用に支障がないように、利用者ヒアリングを実施し、その意見を踏まえて霧島保健福祉センターを改修する。

総合戦略の該当箇所					関連事業			令和2年度の検証		
No.	基本目標	基本的な方向性	具体的な施策	想定される取組	関連事務事業等	担当部	担当課	現状	課題	今後の方針等
55	II	4 既存ストック活用による「小さな拠点」等の形成	(3) 公的不動産の有効活用	公共施設の多機能化等による民間活力導入や新たな利活用の推進		総務部	財産管理課	低利用・未利用に対する財産の利活用を進めるため霧島市公有財産利活用ガイドラインを策定した。	低利用・未利用施設の状況分析等のための情報収集を行なう必要がある。	施設状況を分析し、民間活力の可能性や新たな活用策を検討する。
56	II	5 公共交通の見直し等による生活利便性の向上及び地域間連携の推進	(1) 地域交通ネットワークの充実	地域ニーズに合った多様な交通手段の確保	コミュニティバス等運行事業	企画部	地域政策課	交通空白・不便地域の市民の交通移動手段を確保するために、コミュニティバス(ふれあいバス、デマンド交通)を運行している。 ・ふれあいバス 国分(9路線)、溝辺(4路線)、横川(9路線)、牧園(10路線)、霧島(2路線)、福山(4路線) ・デマンド交通 溝辺有川地区、霧島永水・向田地区、霧島狭名田・野上地区、福山佳例川地区・福山地区	バスをはじめとする旅客運送サービスの需要の縮小に伴う交通事業者の経営の悪化や運転者不足の深刻化などにより、路線バスの維持・確保がますます厳しくなる状況の中、市が運行主体であるふれあいバスは、通学、通院、買い物等、交通弱者の「生活の足」として、地域に必要不可欠な交通移動手段であり、その維持・確保は大変重要な課題である。	利便性が高く持続可能なふれあいバスの運行を確保するため、路線の見直しやデマンド交通への転換を含め、地域のニーズにきめ細やかに対応していく必要がある。
57	II	5 公共交通の見直し等による生活利便性の向上及び地域間連携の推進	(1) 地域交通ネットワークの充実	総合支所や本庁、空港やJRなどの交通結節点を核とした交通網の形成	路線バス支援事業	企画部	地域政策課	路線維持が困難となっているバス路線に対し、市民の交通移動手段を確保することを目的に、路線バスの運行費の一部を補助している。	バスをはじめとする旅客運送サービスの需要の縮小に伴う交通事業者の経営の悪化や運転者不足の深刻化などにより、路線バスの維持・確保はますます厳しくなっている。	市街地循環バス等へのバスロケーションシステムの導入を進めるとともに、バス待ち環境の改善及び利用促進を図るため、交通拠点施設へのデジタルサイネージの設置を検討する。
58	II	5 公共交通の見直し等による生活利便性の向上及び地域間連携の推進	(1) 地域交通ネットワークの充実	航空路線の確保や拡大に向けた航空機利用の促進		企画部	地域政策課	令和2年7月に鹿児島空港国際線ターミナルの増改築工事が竣工し、インバウンドをはじめとする国際線利用者の受け入れ環境が整備された。一方、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和3年7月1日現在、定期便4路線はもとより国際チャーター便を含め全ての路線が運休している。	課題なし	令和4年4月の鹿児島空港開港50周年に向けた各種イベント等の実施について、県をはじめとする関係機関と協議を進める。
59	II	5 公共交通の見直し等による生活利便性の向上及び地域間連携の推進	(1) 地域交通ネットワークの充実	国県道をはじめとする円滑な道路交通ネットワークの形成推進	県営道路整備負担金事業 他1事業	建設部	建設政策課	市や市民が要望した国県道の整備事業等を道路法第52条及び地方財政法第27条の規定により、費用の一部を負担している。 ・県営道路整備負担金事業：令和2年度2工区 ・県営街路事業負担金事務事業：令和2年度1工区・2事業	県も予算確保に苦慮しており、地域の自治会等から県道の整備に関する要望書が多数提出されているが、なかなか事業実施に至っていない路線が多い。	今後も整備状況を考慮しながら、引き続き両事業で整備を進めている道路の完成を求めていくとともに、他の要望箇所も早期に実施してもらえるように取り組んでいく。
60	II	5 公共交通の見直し等による生活利便性の向上及び地域間連携の推進	(2) 高齢者や乳幼児を連れた方にやさしい交通環境の整備	主要な公共交通施設等のバリアフリー化の推進		企画部	地域政策課	市内11駅のうち7駅がバリアフリー化されている。令和2年度には隼人駅バリアフリー化整備工事が完了し、その経費に対して補助を行った(総工費の1/6)。	市内の4駅(北永野田駅、霧島神宮駅、日当山駅、大隅横川駅)についてバリアフリー化がなされておらず、駅を利用する高齢者等に不便が生じている。	バリアフリー化されていない駅について、駅利用者の利便性向上を図るため、今後の整備について協議する。
61	II	5 公共交通の見直し等による生活利便性の向上及び地域間連携の推進	(3) 広域都市連携による特色あるまちづくり	環霧島会議や錦江湾奥会議等における近隣市町等との連携推進	・環霧島会議 ・錦江湾奥会議	企画部	地域政策課	環霧島会議は年2回、錦江湾奥会議は年1回の会議を開催地持ち回りで実施している。 各専門部会において、課題解決のための広域連携による取組が実施されている。	会議が形骸化している傾向にあり、会議のあり方について見直しが必要である。	より活発な取組の実施につながるよう、会議の運営方法について検討する。
62	II	6 環境と調和したまちづくりの推進	(1) 良好な環境の保全と形成	豊かな自然環境の保全対策の推進	合併処理浄化槽設置整備事業	市民環境部	環境衛生課	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換において、令和2年度から、宅内配管に要する費用への補助を追加し、さらなる転換促進を図った。 (単独転換：88基、汲取転換：47基、合計135基)	単独浄化槽からの転換に係る宅内配管工事に対する補助制度を開始したことにより、申請が想定以上に増加し、年度途中で予算が不足した。	宅内配管工事に対する補助率を見直すとともに、年間を通し安定した補助申請が可能となるよう予算を上期と下期に配分して執行し、補助制度の周知を図る。また、環境への負荷の少ない合併処理浄化槽で生活排水を処理する人口を増やし、公共用水域の水質保全を推進する。

総合戦略の該当箇所				関連事業			令和2年度の検証			
No.	基本目標	基本的な方向性	具体的な施策	想定される取組	関連事務事業等	担当部	担当課	現状	課題	今後の方針等
63	Ⅱ	6 環境と調和したまちづくりの推進	(1)良好な環境の保全と形成	市民や事業者の環境保全意識の向上に向けた取組の推進		市民環境部	環境衛生課	環境美化モデル地区に4地区自治公民館を指定し、環境美化(河川環境保全)推進員に70名を委嘱するなど、市内の環境美化を図る取組を行った。河川景観保全アダプト制度に関しては、広報誌やホームページ、地区自治公民館長会等を通じて周知を図った結果、10団体の新規登録があり、計159団体が参加した。	環境美化モデル地区の指定は1回という原則ではあるが、応募が少ない場合、過去に指定した地区を再度指定することがある。アダプト活動している河川の多くは県が管理者であるため、県の費用負担も要望する必要がある。	これまでモデル地区に指定されていない地域を中心に、推進員と連携しながら地域の生活環境美化の推進を図る取組や積極的な美化活動の普及を図り、新規のモデル地区指定に取り組む。アダプト制度については、登録要件や活動内容等について見直しを行いながら参加団体の増加を図る。また、費用負担について機会をとらえて県へ要望していく。
64	Ⅱ	6 環境と調和したまちづくりの推進	(1)良好な環境の保全と形成	企業や地域など社会全体での廃棄物の減量化と適正処理の推進	資源ごみ分別収集推進補助事業	市民環境部	環境衛生課	資源物の分別回収に携わっている自治会に補助金を交付し、資源物の適正排出やごみ置き場の衛生保持を推進している。	転入者など資源物の出し方を理解されていない場合もある。プラスチック製品のリサイクルに対応していく必要がある。	リサイクル率の向上を図ることで、ごみ処理施設、さらに環境への負荷の軽減につながることから、資源物の出し方の啓発を推進する。
65	Ⅱ	6 環境と調和したまちづくりの推進	(2)環境に配慮した再生可能エネルギーの推進	本市の地域特性を活かした安心安全な再生可能エネルギー導入の推進		企画部	地域政策課	霧島市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインの対象となる発電設備について、事業計画等の提出を通じ、周辺環境や防災対策等に対する関係課からの意見を事業者へ伝え、適切な設置を促している。	発電設備の設置による周辺環境の悪化や、土砂流出等を懸念する声がある。	発電事業者に対して周辺環境への配慮や十分な災害対策、適正な管理・運営を指導・助言し、適切な発電設備の設置を促す。
66	Ⅱ	6 環境と調和したまちづくりの推進	(2)環境に配慮した再生可能エネルギーの推進	再生可能エネルギーを活用した地域活性化の推進	エネルギー政策推進事業	企画部	地域政策課	霧島市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインに基づき事業計画を提出した発電事業者に対して、地域活性化(貢献)策の重要性について説明し、売電収入の一部還元等が行われた。	発電設備の設置に当たり、事業者は、周辺地域の住民に対し丁寧に説明を行い、当該地域住民の理解を得ていくことが重要である一方で、その認識が不足している事業者も複数存在し、結果として、事業計画の進捗に悪影響を及ぼしている事例が散見される。	事業者に対して、地域活性化(貢献)策の周知を継続する。
67	Ⅱ	6 環境と調和したまちづくりの推進	(3)暮らしやすいまちを形成するための基盤整備やインフラ等の維持管理の推進	都市機能及び地域の魅力向上に向けた土地区画整理事業の推進	麓第一土地区画整理事業 他3事業	建設部	区画整理課	3地区とも事業計画に基づき計画的に事業を進めてきている。麓第一地区は、令和3年度の換地処分に向け事業を進めており、浜之市地区は、建物移転補償交渉を継続しながら、国道10号に関連する排水路工事等を中心に進めている。また、隼人駅東地区については平成27年度から、建物移転補償や道路整備、街区整地工事に入り早期完成を目指している。	麓第一地区については、保留地処分による財源確保、また、浜之市地区は残り2戸の建物移転補償交渉が課題である。隼人駅東地区は、事業計画変更による速やかな仮換地指定や建物移転補償が課題である。	・未整備箇所の補償交渉等を継続する。 ・保留地の販売を促進する。 ・良質な住環境を確保するために土地区画整理事業を推進し、浜之市・隼人駅東地区の早期完成に努める。
68	Ⅱ	6 環境と調和したまちづくりの推進	(3)暮らしやすいまちを形成するための基盤整備やインフラ等の維持管理の推進	暮らしやすいまちづくりに寄与する既存施設や道路をはじめとする土木インフラの効率的な整備及び維持・管理の推進	道路維持管理事業 他6事業	建設部	建設施設管理課	・計画的に改良を行うとともに、緊急性のある箇所の道路補修・側溝修繕等を実施し、利用者の安全な通行を確保している。 ・年次計画に基づき橋梁の定期点検及び補修を実施している。	・施設の老朽化や要望等の増加により、道路維持管理費が増加している。 ・市道橋は約650橋あり、定期点検の結果で判定がⅢ以上の橋梁は、早急に措置を講じなければならない。	・市道及び生活道路維持のため、苦情や地域まちづくり実施計画に基づく年次の補修を行う。 ・「霧島市橋梁長寿命化修繕計画」に基づく市道に架かる橋梁の定期点検及び橋梁補修を行う。
69	Ⅱ	6 環境と調和したまちづくりの推進	(3)暮らしやすいまちを形成するための基盤整備やインフラ等の維持管理の推進	多様な都市機能を備えた市街地の形成や幅広い世代が集う都市空間づくりの推進	都市再生整備計画事業	建設部	都市計画課	市街地は、人口減少や少子高齢化の進行及びモータリゼーションの進展並びに流通構造の変化等による大規模集客施設の郊外立地により、商店街のシャッター街化などによる地域活力の低下が懸念されている。また、歩行空間が確保されず歩行者と自動車の離合に危険を伴う細街路及び線路の分断に伴う迂回道路について、移動の安全性や利便性の向上が求められている。	まちなかを車中心からひと中心の空間へと転換し、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場へと変える取組が必要である。特に、商店街をひと中心の魅力ある空間として再生するためには、多様なニーズを踏まえながら、行政と民間が各々の役割を担うことが求められており、その実現にあたっては、行政主導ではなく、民間との連携による合意形成やまちづくりの推進が重要である。	市街地の求心力の回復に向け、通り会等によるまちづくりワークショップの支援及びリノベーションまちづくりに関する実践的なスクールを実施する。また、居心地が良く歩きたくなる空間づくりを促進し、魅力的なまちづくりを推進するため、通り会等と連携し、市街地における快適で回遊性の高い歩行空間を構築する。
70	Ⅱ	6 環境と調和したまちづくりの推進	(3)暮らしやすいまちを形成するための基盤整備やインフラ等の維持管理の推進	Society5.0の実現に向けた情報通信基盤等の環境整備	市地域情報基盤整備事業	企画部	情報政策課	霧島市光ブロードバンド整備計画に基づき第2期エリア(牧園地区万膳・安楽地域、横川地区山ヶ野地域、隼人地区嘉例川地域)の整備を行い、令和3年3月1日からサービス提供を開始した。	光ブロードバンド整備を行った地域のサービス加入促進に努めるとともに、インターネットや第5世代移動通信システム(5G)などを活用した産業の活性化や地域課題の解決に向けた調査・研究を進める必要がある。	令和3年度中に市内の光ブロードバンド整備を完了し、市民が等しく情報を享受することができる社会の形成に向けて、電気通信事業者と連携した取組を推進する。
71	Ⅲ	1 「強み」を活かした企業の誘致、中小零細企業の多様で活力のある成長・発展の実現	(1)企業誘致強化プロジェクト	企業の動向・ニーズの把握など情報収集の強化	企業誘致対策事業	商工観光部	商工振興課	県などの関係機関と連携を図り、企業情報を収集し、工場用地の紹介並びに補助金制度をPRし、企業誘致活動を行っている。	新型コロナウイルスの影響で、企業が大型の設備投資を控える傾向にある。また、設備投資に関する情報を的確に把握し、誘致につなげることに苦慮している状況にある。	引き続き、関係機関と密接に連携を図るとともに、専門業者が実施したアンケート調査結果も活用し、企業情報の収集を図り、積極的な企業誘致活動を行う。

総合戦略の該当箇所				関連事業			令和2年度の検証			
No.	基本目標	基本的な方向性	具体的な施策	想定される取組	関連事務事業等	担当部	担当課	現状	課題	今後の方針等
72	Ⅲ	1 「強み」を活かした企業の誘致、中小零細企業の多様で活力のある成長・発展の実現	(1)企業誘致強化プロジェクト	受入環境を整えるための用地の調査や確保への取組	企業誘致対策事業	商工観光部	商工振興課	県有団地に未分譲地はあるが、市有工業団地は完売し、分譲可能な市有工業用地が存在しない。	企業から工業用地の問合せがあった際に、紹介する工業用地が限られている。	企業が立地しやすい環境の工業団地の場所の選定・整備を検討していく。
73	Ⅲ	1 「強み」を活かした企業の誘致、中小零細企業の多様で活力のある成長・発展の実現	(1)企業誘致強化プロジェクト	企業が進出する際の土地取得や設備投資及び地元雇用を促進するための制度拡充	企業立地支援事業	商工観光部	商工振興課	企業による用地取得と設備投資のそれぞれに対する補助制度を適切に運用し、企業誘致活動を推進した。	情報通信産業をはじめとして時代に対応した業種・業態の誘致を検討する必要がある。	国や県、周辺市町村の動向を見つつ、制度の充実強化を検討する。
74	Ⅲ	1 「強み」を活かした企業の誘致、中小零細企業の多様で活力のある成長・発展の実現	(2)地域経済を支える中小零細企業の持続的成長・発展に向けた支援	労働生産性の向上や設備投資の活性化を図るための支援	商工業資金利子補給事業	商工観光部	商工振興課	霧島商工会議所又は霧島市商工会会員である商工業者が借入れた制度資金の利子に対する補助を行うことにより、商工業者の負担軽減や経営基盤の安定化を図った。	実質3年間無利子となる新型コロナウイルス関連資金の創設により、当該資金が本利子補給事業から対象外となるため、商工業者間に不公平が生じないような制度設計に努める必要がある。	近年の利子補給実績や新型コロナウイルス感染症に起因する経済状況を考慮しつつ、国や県の融資制度も注視しながら制度設計を行い、市内の商工業者を支援して行く。
75	Ⅲ	1 「強み」を活かした企業の誘致、中小零細企業の多様で活力のある成長・発展の実現	(2)地域経済を支える中小零細企業の持続的成長・発展に向けた支援	販路拡大や商品開発等への支援	中小零細企業持続化支援事業	商工観光部	商工振興課	中小零細企業の持続的経営の安定や経営基盤の強化を図ることを目的に行う販売促進・販路拡大などへの取組に対し、その広報費に係る経費の一部の補助を行った。また、補助申請に必要な経営計画及び事業計画の作成にあたり、霧島商工会議所及び霧島市商工会による支援を行った。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けつつも、経営計画等を作成して取り組む販路拡大等に向けた広報活動について、強力かつ迅速に支援する必要がある。また、これまでの事業成果や課題を踏まえた上で制度の見直しを行う必要がある。	事業成果を踏まえた制度の見直しを行うとともに、中小零細企業の成長発展に向けた取組を関係機関と一体となって積極的に支援して行く。
76	Ⅲ	1 「強み」を活かした企業の誘致、中小零細企業の多様で活力のある成長・発展の実現	(2)地域経済を支える中小零細企業の持続的成長・発展に向けた支援	事業継続力強化を図るための支援	・商工会活動支援事業 ・商工会議所活動支援事業	商工観光部	商工振興課	2019年に霧島商工会議所及び霧島市商工会と3者で策定した事業継続力支援計画に基づき、市内小規模事業者への災害リスクの周知を行った。また、霧島商工会議所及び霧島市商工会と連携し、事業継続に繋がるセミナーを開催した。	市内小規模事業者に対し、災害が発生した場合でも事業が継続できるよう、災害リスクや事前対策の必要性を認識させる必要がある。	霧島商工会議所及び霧島市商工会と連携し、セミナー開催などによる災害リスクの周知を行うなど、市内小規模事業者の事業継続力強化を図るための支援を行う。
77	Ⅲ	1 「強み」を活かした企業の誘致、中小零細企業の多様で活力のある成長・発展の実現	(3)地域産業の新陳代謝の促進	創業支援等事業者との連携による伴走型の支援		商工観光部	商工振興課	霧島市創業支援センターの開設による窓口相談に加え、鹿児島よろず支援拠点と連携して定期相談会を開催し、新たなビジネスに取り組む事業者や創業予定者に対する伴走型の支援を行った。	新型コロナウイルス感染症が拡大する中でも、新たなビジネスに取り組む事業者や創業希望者がその取組を実現できるまで伴走型の支援を受けることができる体制を強化する必要がある。	霧島市創業支援センターを引き続き開設して創業希望者に対する窓口相談を行うとともに、鹿児島よろず支援拠点と連携して定期相談会を開催し、創業実現まで伴走型支援を受けることができる体制を強化する。
78	Ⅲ	1 「強み」を活かした企業の誘致、中小零細企業の多様で活力のある成長・発展の実現	(3)地域産業の新陳代謝の促進	創業への興味関心を高める取組	新規創業・第二創業促進支援事業	商工観光部	商工振興課	ワンストップによる霧島市創業支援センターの開設や霧島商工会議所及び霧島市商工会との連携による創業セミナーの開催、企業支援事業(利子補給・広報費補助)の実施など、創業しやすい環境整備を行った。	創業希望者が必要とする支援の内容を的確に把握し、状況に応じて、創業支援等事業者や関係機関を案内するなど、相談しやすい体制を整える必要がある。また、創業について関心の無い年齢層(大学生・高校生等)への取組を進める必要がある。	創業支援センター職員の知識習得のための研修派遣を行い、センターの機能強化を図るとともに、霧島商工会議所及び霧島市商工会と連携して創業セミナーを開催するなど、創業しやすい環境整備に努める。また、まちなかリノベーション事業の中で大学生・高校生を対象とした起業家教育事業を実施し、創業に無関心な年齢層への関心を高める取組を行う。
79	Ⅲ	1 「強み」を活かした企業の誘致、中小零細企業の多様で活力のある成長・発展の実現	(3)地域産業の新陳代謝の促進	関係機関と連携した事業承継の推進	・商工会活動支援事業 ・商工会議所活動支援事業	商工観光部	商工振興課	かごしま産業支援センターと連携し、事業承継個別相談会を実施した。	個別相談会を実施したが、相談者が0件など事業承継に悩む事業者の把握ができていないことから、事業の進め方を検討する必要がある。	令和2年度までかごしま産業支援センターに設置されていた「鹿児島県事業承継支援事務局」が閉所となったが、鹿児島商工会議所に新たに「鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センター」が設置されたことから、同センターとの連携や霧島商工会議所及び霧島市商工会との連携によるセミナー等の開催を検討していく。
80	Ⅲ	2 「強い」農林水産業の育成、「稼ぐ」農林水産業の創造	(1)農林水産業の経営基盤強化	ほ場整備や農地集約による生産基盤の強化	・県営土地改良事業 ・農地中間管理事業	農林水産部 農業委員会	○農政畜産課 耕地課 農業委員会	・ほ場整備については、県営事業などを活用し進めている。 ・農地集約については、農地中間管理機構事業等により推進を図っている。	・ほ場整備実施に当たっての採択要件である中心経営体(認定農業者等)への集積率5割以上を満たすことが困難である。 ・農地中間管理事業の採択要件である、新規農地の1割以上を中心経営体(認定農業者等)に集約することが困難である。	・ほ場整備については、耕地課と農政畜産課が連携を図りつつ農地の集約化を進める。 ・農地中間管理事業については、中心経営体との連携を図り農地の集約化を進める。

総合戦略の該当箇所					関連事業			令和2年度の検証		
No.	基本目標	基本的な方向性	具体的な施策	想定される取組	関連事務事業等	担当部	担当課	現状	課題	今後の方針等
81	Ⅲ	2 「強い」農林水産業の育成、「稼ぐ」農林水産業の創造	(1) 農林水産業の経営基盤強化	新規就業や経営能力の向上に対する支援	・青年就農給付金事業 ・担い手経営発展等支援事業 ・活動火山周辺地域防災営農対策事業 ・林業就労改善推進活動支援事業 ・森林環境譲与税事業 ・漁港整備事業	農林水産部	○農政畜産課 林務水産課	(農業)「新規就農支援センター」で新規就農者対策として、相談しやすい環境の整備や青年等就農計画の作成支援を行っている。また、農業次世代人材投資事業等を実施し、就農直後の経営等の支援を行っている。 経営能力の向上対策として、機械導入等を行う「担い手経営発展等支援事業」をはじめとする各種補助事業・制度資金等による支援を行っている。 (林業)森林環境譲与税を活用し、経営基盤強化のための支援や、担い手育成・確保に向けた家賃助成の支援を行っている。 また、林業就労改善推進活動支援事業により労働環境改善に向けた支援を行っている。 (水産業)永浜漁港の整備を進めている。また、漁協が実施するイカ柴等の繁殖施設整備や放流事業に対する支援も行っている。	(農業)新規就農では多額の初期投資や農地の確保、営農技術の不足など不安材料が多い。 (林業)木材価格低迷や森林所有者の世代交代等による森林所有者の林業経営意欲の低下、林業従事者の高齢化等により、林業の安定的収入の確保などに影響が生じている。 (水産業)漁場整備や栽培漁業の取組が進んでいない。	(農業)新規就農者対策として、「新規就農支援センター」における就農相談対応や各種情報提供の更なる充実を図る。また、農業次世代人材投資事業等を実施し、新規就農者の確保に努める。 経営能力の向上対策として、引き続き各種補助事業を活用し機械等の導入を図る。 (林業)新規就業対策として、引き続き森林環境譲与税を活用した支援を行う。 経営能力の向上対策として、林道・作業道等の路網整備、森林施業の集約・機械化による効率化・低コスト化など、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるため、引き続き各種補助事業を活用し、機械の導入等を図る。 (水産業)経営能力の向上対策として、漁場整備や栽培漁業の推進を引き続き実施する。
82	Ⅲ	2 「強い」農林水産業の育成、「稼ぐ」農林水産業の創造	(1) 農林水産業の経営基盤強化	労働力の確保	・林業就労改善推進活動支援事業 ・森林環境譲与税事業(担い手育成・確保)	農林水産部	林務水産課	森林環境譲与税等を活用し、森林整備を効率的に行うことができる現場技能者を確保・育成するための各種支援を行っている。	森林組合等の林業事業者については、林業従事者の高齢化等により、労働力不足となっている。	労働力確保対策として、林業従事者の福利厚生の充実等を図ることを目的とした各種補助事業を引き続き実施するとともに、林業労働力の確保・育成・定着に向けた新たな取組を検討する。
83	Ⅲ	2 「強い」農林水産業の育成、「稼ぐ」農林水産業の創造	(1) 農林水産業の経営基盤強化	教育機関との連携による担い手育成と学習機会の充実		農林水産部	○農政畜産課 林務水産課	あいら農業協同組合と第一工科大学、本市は連携協力に関する包括協定を平成28年に締結している。	地域及び大学相互の人材育成や学習機会の充実などが連携協力事項として掲げられているが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により連携が図られていない。	産学官連携により、担い手育成と学習機会の充実を図る。
84	Ⅲ	2 「強い」農林水産業の育成、「稼ぐ」農林水産業の創造	(2) 農林水産業の“稼ぐ力”向上プロジェクト	霧島市の農林水産物推奨品認証制度の普及拡大		農林水産部	○農政畜産課 林務水産課	農林水産物推奨品認証制度は平成30年度に制定されたが、令和2年度においては申請はなかった。	農林水産物の安心・安全を推奨する制度として本認証制度をスタートしたが、GAP等の取得が進んだことにより本認証制度の必要性が低下し、推進が図られていない状況となっている。	農産物認証制度の普及対策として、市民や消費者の認知度をより効果的に向上させる制度として検討しつつ、認定とブランド、販路拡大がマッチングする制度となるよう関係課と協議を進める。
85	Ⅲ	2 「強い」農林水産業の育成、「稼ぐ」農林水産業の創造	(2) 農林水産業の“稼ぐ力”向上プロジェクト	JAや漁協、企業、教育機関等との共同研究による新商品・新製品等の開発や販路拡大		農林水産部	○農政畜産課 林務水産課	あいら農業協同組合と第一工科大学、本市は連携協力に関する包括協定を平成28年に締結している。	農産物の付加価値向上や新製品の開発に向けた協同事業の推進などが連携協力事項として掲げられているが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により連携が図られていない。	産学官連携により、共同研究による新商品・新製品等の開発や販路拡大について協議・検討する。
86	Ⅲ	2 「強い」農林水産業の育成、「稼ぐ」農林水産業の創造	(2) 農林水産業の“稼ぐ力”向上プロジェクト	物産館などと連携したイベント開催などによるPRの実施	農林水産物の「稼ぐ力」向上プロジェクト推進事業	農林水産部	農政畜産課	ゲンセン霧島やふるさと納税返礼品による、霧島産物等のPRを行った。 相次ぐ機関のイベントが自粛する中、感染対策を十分に考慮し、各関係機関が一体となった「霧島市農商工連携がんばろう市」を実施した。	長引く新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、イベント等によるPRが難しくなっている。	PR対策として、引き続き、ゲンセン霧島やふるさと納税返礼品による、霧島産物等のPRを行う。 また、令和4年度に開催される全国和牛能力共進会において、霧島産物等の販売及びPRを行う。
87	Ⅲ	2 「強い」農林水産業の育成、「稼ぐ」農林水産業の創造	(2) 農林水産業の“稼ぐ力”向上プロジェクト	ジェトロ等との連携強化による海外輸出の促進		農林水産部	農政畜産課	ジェトロ等からの情報を関係者等に提供している。	海外輸出については、それぞれの輸出先に応じた残留農薬の規制があり、その対応に苦慮している。	海外輸出等については、多様化する農畜産物の輸出基準に対応できるよう、国・県等の関係機関と連携し、生産者へ情報提供する。
88	Ⅲ	2 「強い」農林水産業の育成、「稼ぐ」農林水産業の創造	(2) 農林水産業の“稼ぐ力”向上プロジェクト	官民一体となった地域産品等のブランド化の推進や販路拡大	霧島の食ブランド価値向上事業	商工観光部	観光PR課	市内の産学官連携で組織する「霧島ガストロノミー推進協議会」において、霧島が目指す食のビジョン「きりしま食の道10か条」に沿ったあらゆる産品や活動を地域ブランドとして認定する「ゲンセン霧島」認定制度を実施している。 令和2年度までに59の産品や活動が認定されている。	新型コロナウイルス感染症の影響により、ブランド認定品の販路等にも影響が生じていることから、コロナ禍に対応した形で、消費を喚起させる取組など各種展開を行う必要がある。	令和3年5月に市、霧島ガストロノミー推進協議会及び株式会社無垢の3者で締結した「霧島市の観光・物産の進行に関するパートナーシップ協定」に基づく各種連携事業を実施することにより、「ゲンセン霧島」認定品の販路拡大、魅力増幅等の促進を図る。

総合戦略の該当箇所					関連事業			令和2年度の検証		
No.	基本目標	基本的な方向性	具体的な施策	想定される取組	関連事務事業等	担当部	担当課	現状	課題	今後の方針等
89	Ⅲ	3 女性・若者・高齢者と市内企業を繋ぐ就職マッチング	(1)学生就職支援プロジェクト	市内企業を知る機会としての企業見学会・企業説明会など情報提供機会の充実	学生就職支援プロジェクト推進事業	商工観光部	商工振興課	新型コロナウイルスの影響を受け、高校生向け合同企業説明会を除き、開催を見送った。 (開催見送り:【高校生】工場等見学会、【大学生等】合同企業研究会)	就活前に市内企業への理解、認知を深めるため、従来の枠組を基本として充実強化を検討する必要がある。特に、大学生等に関しては、本市出身でない学生が多くを占めることを踏まえ、効果的な訴求方法が求められる。	従来の枠組を基本に、関係機関(学校・ハローワーク・県等)と協議・連携等を行い、充実強化のあり方を検討していく。
90	Ⅲ	3 女性・若者・高齢者と市内企業を繋ぐ就職マッチング	(1)学生就職支援プロジェクト	高校・大学等・企業と連携したインターンシップの推進	学生就職支援プロジェクト推進事業	商工観光部	商工振興課	教育機関と企業との間でインターンシップを実施している中、本市においては誘致企業のインターンシップの受入情報を教育機関へ提供している。	市内就職率の向上に向けて、インターンシップに対する支援のあり方を検討する必要がある。	教育委員会・高校・大学等・企業と連携し、市内企業への生徒・学生のインターンシップの支援を図る。 ※令和3年度より「高校生インターンシップ支援事業」を創設・運用。
91	Ⅲ	3 女性・若者・高齢者と市内企業を繋ぐ就職マッチング	(2)女性や若者、高齢者が活躍できる雇用環境支援プロジェクト	ハローワークなど雇用相談や就職情報の提供		商工観光部	商工振興課	企業の求人と求職者のマッチングを図るためにハローワーク国分と連携しながら、雇用確保・就労支援に努めている。	新型コロナウイルスの影響を受け継続していた雇用の逼迫状況は多少緩和したものの、全国的な人材不足に直面している特定業種や、経済活動が回復を見せている製造業・流通関連業に関しては、雇用の確保が難しい状況にある。	霧島市雇用対策協定に基づき、ハローワーク国分をはじめとする関係機関と連携し、人材不足分野に関する企業説明会の開催や誘致企業への個別支援など、企業と求職者のマッチングの機会の提供や支援に努める。
92	Ⅲ	3 女性・若者・高齢者と市内企業を繋ぐ就職マッチング	(2)女性や若者、高齢者が活躍できる雇用環境支援プロジェクト	仕事と子育て・介護等の両立支援に関する意識啓発の推進・制度の普及	男女共同参画広報・啓発事業	市民環境部	市民課	平成29年度の男女共同参画に関する企業実態調査において、5割以上の企業が「ワーク・ライフ・バランス」の必要性は認識しているが、平成27年度の調査をピークに右肩下がりとなっている。	各企業の様々な事情により、仕事と生活の調和である「ワーク・ライフ・バランス」の実現が困難な環境があることが想定されるが、女性や若者の働きやすい職場環境改善へつなげていくためにも、各企業の認識の向上と取組が課題である。	次期計画策定のため、「企業実態調査」及び「市民意識調査」を令和3年度に実施予定。 この調査で、企業や市民の意識の変化を探り、実態を把握する。
						商工観光部	商工振興課	仕事と子育て・介護等の両立支援を図るために鹿児島労働局やハローワーク国分等と情報交換を行うなど連携に努めている。	両立支援に意欲的な企業の証である「くるみん」などの認定制度(厚労省)の認定状況に関しては、本市企業は依然として少ない現状にある。	鹿児島労働局やハローワーク国分との連携を中心として、市報やHP等の広報媒体を活用しつつ、事業者に対して両立支援に関する普及啓発に努める。
93	Ⅲ	3 女性・若者・高齢者と市内企業を繋ぐ就職マッチング	(2)女性や若者、高齢者が活躍できる雇用環境支援プロジェクト	就職への意欲をかなえるスキルアップの機会の充実		商工観光部 企画部 保健福祉部	○商工振興課 企画政策課 子育て支援課	ハローワーク国分と連携しながら、就労意欲のある方への職業訓練や再就職支援等に努めている。	新型コロナウイルスの影響を受け、スキルアップ等が困難な求職者も一部存在する。	引き続きハローワーク国分と連携しながら、職業訓練や再就職支援等の充実強化を図る。